附属書 JA
（参考）
JIS と対応国際規格との対比表

JIS C 8461-21:9999　電線管システム－第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項	**IEC 61386-21**:2002，Conduit systems for cable management－Part 21: Particular requirements－Rigid conduit systems

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
3 用語及び定義	3.5 金属製の電線管及び／又は電線管附属品		3 3.5	**JIS** とほぼ同じ	追加	“主要構造部分を金属材料で構成した”を追加した。 注記 1 金属材料は，鋼，鋳鉄，可鍛鋳鉄又は合金ダイカストを含む。 注記 2 金属製の電線管附属品のカバー，電線引出し板及び絶縁ブッシングの絶縁部分は含まれない。	非金属材料の部品又は表面処理に合成樹脂被覆を使用した場合，複合材料製の電線管システムとなってしまうため，明確にした。 主要構造部分が金属であるが，金属以外の部品を使用しており，金属部分以外の部品名を明確にした。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
	3.100 合成樹脂製電線管		3.100	**JIS** とほぼ同じ	追加	主要部材が合成樹脂で構成された非金属製の電線管の一部で，塩化ビニル電線管などがある。	IEC61386-1 の用語は広義であり，電気用品に合わせた用語と定義を追加した。
	3.101 TS 受け口		3.101	**JIS** とほぼ同じ	追加	テーパの受口を持った附属品と合成樹脂製電線管の両接合面に接着剤を塗布して挿入し、表面の膨潤と管と附属品の弾性を利用して接合する附属品の接続口。	日本で流通している合成樹脂製電線管と付属品は接着剤で固定する方法で，その受け口の用語と定義を追加した。
	3.102 呼び		3.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	電線管の種類及びサイズをさし，呼び方又は公称径のこと。	日本で流通している，電線管の種類及びサイズの用語を定義した。
4 一般要求事項	4.4 要求事項一覧		4.4	**JIS** とほぼ同じ	追加	電気用品の適用を受ける電線管及び附属品の要求事項は附属書 C に示す。を追加した。	解釈別 2 相当の性能と電気用品名の表を附属書 C に記載した。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
5 試験に関する一般注意事項	5.2 金属製の電線管の試験温度		5 5.2	**JIS** とほぼ同じ	追加	金属製の電線管，電線管附属品及び管端電線管附属品の一般試験温度を常温とした。	金属製の電線管，電線管附属品及び管端電線管附属品は，**IEC 61386-1** で規定する試験温度 23 ℃±2 ℃の必要性がないので常温とした。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
6 分類	最低グレード		6	**JIS** とほぼ同じ	追加	電気用品安全法の適用を受けている金属製の電線管は上記に加え，6.1.1 の 2 及び 3，6.1.2 の 2 及び 3 は適用しない。金属製の電線管附属品は上記に加え，6.1.1 の 2 及び 3，6.1.2 の 2，6.1.4 の 2 は適用しない。非金属製の電線管及び/又は電線管附属品並びに複合材料製の電線管及び/又は電線管附属品は上記に加え，6.1.1 の 2，6.1.2 の 2，6.1.4 の 2 は適用しない。	解釈別表二と同等の性能を明記した。 また，電気用品名と区分を明確にするために，附属書 D 及び附属書 E に記載した。
7 表示及び説明書	表示者		7 7.1.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	責任がある販売業者を追加した。	電気用品安全法に基づく表示義務には関係しない表示事項であり，我が国の実態を考慮し，責任がある販売業者が明示してもよいとした。
	7.1.3		7	**JIS** とほぼ同じ	追加	“注記　自身の印刷物とは，取扱説明書，施工説明書，試験成績書，仕様書，カタログなどをいう。”を追加した。	“自身の印刷物”を明確化した。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
	7.1.101 表示間隔及び表示項目		7.1.101	**JIS** とほぼ同じ	変更 追加	表示間隔を，最長 3.66 m の一定間隔とし，7.1 a)，7.1 b)及び 7.1.2 の表示をするとした。	我が国で流通している電線管の長さが 3.66 m であり，これに合わせた。電気用品の技術基準解釈別表第二の表示項目に合わせた。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
7 表示及び説明書	7.2 表示項目		7	**JIS** とほぼ同じ	変更	7.1 a), 7.1 b)及び 7.1.2 の表示をするとした。	電気用品の技術基準解釈別表第二の表示項目に合わせた。 この条件を今後, **IEC** に提案する。
8 寸法	8.1 電線管のねじ及び外径		8.1	**JIS** とほぼ同じ	変更 追加	メートル電線管は **IEC 60423**, 金属製の電線管は **JIS C 8305** による。 非金属製の電線管は **JIS C 8430** による。 その他の電線管は適切な **JIS** 又は **IEC** 規格が存在する場合は, それによる。 適否は, 適用する規格の測定方法によって判定するとした。	我が国で流通している電線管の種類及び規格を明確にし, 判定規準に **JIS** 及び **IEC** 規格を追加した。
	8.2 ねじ長さ		8.2	**JIS** とほぼ同じ	追加	“管端電線管附属品を除く”を追加した。	引張強度を明示している場合, 附属品同様に管端電線管附属品も除くことを明確化した。 この条件を今後, **IEC** に提案する。
						最小内径を明示する者に責任がある販売業者を追加した。	使用者が明示内容を把握しやすいことを考慮し, 責任がある販売業者が明示してもよいとした。
	表 101 ねじ長さ		表 101	**JIS** とほぼ同じ	追加	**JIS** のねじの呼び及び寸法を追加した。 呼びで使用した略号の名称を注記として追加した。	我が国で普及している附属品の寸法を追加した。
	表 102 最大挿入径及び最小挿入長さ		表 102	**JIS** とほぼ同じ	追加	厚鋼電線管, 薄鋼電線管, ねじなし電線管及び硬質塩化ビニル電線管の呼び, 最大挿入径及び最小挿入長さを追加した。	我が国で普及している電線管の種類及び呼び並びに最大挿入径及び最小挿入長さを追加した。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
8 寸法	8.3 TS 受け口寸法		8.3	**JIS** とほぼ同じ	追加	TS 受け口をもつ合成樹脂製電線管附属品の寸法は附属書 F を追加した。	我が国で流通している TS 受け口をもつ合成樹脂製電線管附属品は接着剤にて電線管と接続固定を行うが，接続強度を担保するために，TS 受け口の寸法を附属書 F に規定した。また，IEC にも TS 受け口の寸法規定定がないので追加した。
	8.4 ブッシングねじ寸法		8.3	**JIS** とほぼ同じ	追加	JIS C 8330 に適合する絶縁ブッシング 2 号のねじは JIS C 8330 付図 8 及び付図 9 による。適否は JIS C 8330 に規定する方法によって判定することとした。	管端電線管附属品の絶縁ブッシングは，JIS C 8330 に規定するねじを施しているため，これを追加した。
9 構造	9.2 ねじなし電線管の小ねじ		9	**JIS** とほぼ同じ	追加	再利用できないねじを用いたねじ止め方式を使用する附属品において，製造業者又は責任がある販売業者が引張強度を公表しているものは，この細分箇条の適用を除外した。	我が国では，ねじなし電線管の接続に，再利用できないねじ（トルクビス）を多く用いており，これを使用できるようにした。ただし，ねじ山の耐久試験を適用できないため，製造業者又は責任がある販売業者が引張強度を明示するものに限定した。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
10 機械的特性	試験方法の指示者及び曲げ可能の明示者		10.4 10.4.101.1 10.4.102.1 10.4.102.2 10.4.103 10.6.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	責任がある販売業者を追加した。	使用者が明示内容を把握しやすいことを考慮し，責任がある販売業者が明示してもよいとした。
	10.4.101.1 電線管の曲げ試験		10.4.101.1	**JIS** とほぼ同じ	追加	国内で流通している呼び寸法の電線管を曲げ試験の実施対象に追加規定した。	我が国の実情を反映した。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
11 電気的特性	11.1 ねじなし電線管の試験方法		11.1	**JIS** とほぼ同じ	追加	JIS C 8330 に適合するねじなし接続の電線管附属品は，11.2 に適合したものとする。 JIS C 8330 に適合する非金属製の鋼製電線管附属品は，11.3 に適合したものとする。	JIS C 8330 で，日本独自のねじなし接続の電気試験を実施しており，これを適用した。
図 101	曲げ試験器具		図 101	**JIS** とほぼ同じ	追加	メートル電線管以外の曲げ半径は，外径が 40 mm 未満のものは電線管外径の 6 倍とした。	我が国で従来から **JIS** の電線管で実施している曲げ試験の曲げ半径を追加した。
図 102	最小内径確認用ゲージ		図 102	**JIS** とほぼ同じ	追加	電線管システムの最小内径を示す者に，責任がある販売業者を追加した。	使用者が明示内容を把握しやすいことを考慮し，責任がある販売業者が明示してもよいとした。

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：**IEC 61386-21**:2002，MOD

注記 1 箇条ごとの評価欄の用語の意味は，次による。
- 追加 ……国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。
- 変更 ……国際規格の規定内容を変更している。

注記 2 **JIS** と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は，次による。
- MOD ……国際規格を修正している。